

令和1年7月

お客さま各位

石巻信用金庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金規定改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

石巻信用金庫では、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、預金規定類を下記のとおり、令和1年10月1日より改定いたします。

規定改定後は、新規取引開始時にお取引の目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。

また、すでにお取引のあるお客さまにも、お取引の内容や状況等に応じて、過去にご確認させていただいたお客さまの取引の目的やお客さまに関する情報等を、営業店窓口や郵送等により再度ご確認させていただく場合がございます。確認にあたっては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

当金庫が求める確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただくことや、お取引を制限させていただく場合がございます。

なお、改定後の預金規定等は、すでにお取引をいただいているお客さまにも適用いたします。

1. 対象となる預金規定等

- ・ 流動性預金共通規定
- ・ 定期性総合口座取引規定
- ・ 当座勘定規定（一般）
- ・ 当座勘定規定（専用約束手形口用）
- ・ 普通預金（無利息型普通預金を含む）規定
- ・ 貯蓄預金規定
- ・ 納税準備預金規定

2. 改定内容

以下の条項を新設・追加します。

①および②については、「流動性預金共通規定」「定期性総合口座取引規定」「当座勘定規定（一般・専用約束手形口用）」において、③については「定期性総合口座取引規定」「普通預金（無利息型普通預金を含む）規定」「貯蓄預金規定」「納税準備預金規定」「当座勘定規定（一般）」において改定を行います。

① 「取引制限」条項の新設（流動性預金共通規定抜粋）

5.（取引の制限等）

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

② 「解約」条項の一部追加（下線部を追加）（流動性預金共通規定抜粋）

7. ~~6.~~（解約等）

(1) ～省略～

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②この預金の預金者が第4条第1項に違反した場合

③この預金が、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(3) ～(5)～省略～

③ 「預金の払戻し」条項の一部追加（下線部を追加）（普通預金（無利息型含む）規定抜粋）

5.（預金の払戻し）

(1) ～省略～

(2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

(3) ～省略～

(4) ～省略～